

## 2 調査結果

### (1) 全ベータ放射能調査

降雨ごとの雨水に含まれる全ベータ線の量をベータ線自動測定装置により測定している。大分市（衛生環境研究センター）で、1日あたり1mm以上の降水のあった72検体について測定した結果は、資料編表 大気9のとおりで、特に異常は認められなかった。

### (2) 各種環境試料中の核種分析

大気浮遊じん、降下物、上水、牛乳、野菜類、精米及び土壌の環境試料中に含まれる放射性ヨウ素131、セシウム134、137等を人工放射性物質の指標としてゲルマニウム半導体検出器により測定している。

平成25年度の調査では、土壌から人工放射性物質が検出されたが、過去の測定値の範囲内であった。環境試料中の放射性物質測定結果は、資料編表 大気10のとおりである。

## 第4節 廃棄物・リサイクル対策

### 第1項 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

私たちは、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルを見直し、資源やエネルギーの効率的な利用を進める一方で廃棄物の発生抑制や適正処理などを図り、環境に与える負荷を極力抑えた「循環型社会」への転換を迫られている。

「循環型社会」の実現を目指す国の施策としては、平成7年6月の容器包装リサイクル法制定を皮切りに、基本的枠組みを定めた循環型社会形成推進基本法をはじめ、循環型社会の形成を進める各種法律が制定・施行されている。

本県においては、平成14年3月に大分県廃棄物処理計画を策定し、廃棄物・リサイクル対策の具体的な施策を示す（現在は平成23年3月に定めた第2次計画期間中）とともに、循環型社会を支えるべき県民・事業者・行政それぞれの責務について言及している。

### 1 3Rを推進する取組

#### (1) 県民団体の支援

「ごみゼロおおい推進隊」をはじめとするごみの減量化やリサイクル活動に取り組む県民団体の支援を行っている。

#### (2) リデュースの推進

県民の身近な取組として、買い物の際に袋を持参し、レジ袋等を削減する「マイバッグキャンペーン」を平成10年度から実施、平成18年度からは「大分県版エコマネー『めじろん』推進事業」として、県内の小売店と連携したスタンプカード方式の実施により運動を展開した。エコマネー『めじろん』が終了する平成20年度には「大分県レジ袋削減検討会

議」を設置し、事業者、消費者及び行政等で検討した結果、「県内一斉にレジ袋の無料配布中止を実施すべきである。」との意見をまとめた。これを受けて事業者、消費者団体、市町村及び県が「大分県におけるレジ袋削減に向けた取組に関する協定」を締結し、平成21年6月から「マイバッグを持ってお買い物に行こう♪」のキャッチフレーズで、レジ袋の無料配布中止の取組を全県的に開始した。平成26年8月末現在、事業者1組合361店舗が参加し、平成25年度の食品スーパー等のマイバッグ持参率は84.6%となっている。平成22年度から、レジ袋無料配布中止の取組で生じた収益金を活用し、幼児向け環境劇の公演やワークショップの開催などを実施することによりゴミの削減に対する県民意識の向上に取り組んでいる。

#### (3) リユースの推進

リユース食器の県内イベントへの貸出や大分県農業祭等でのリユース食器利用促進につながる協力店の募集及び食器の貸し出しを通じ、ゴミの減量、リユース食器の利用に関する啓発を行った。

また、県内で日用品等の修理を行っている店を「九州まちの修理屋さん（大分県版）」として登録（平成26年10月現在431店舗）し、県のホームページで修理情報を紹介しているほか、幼児向け環境劇の併設イベントとして「おもちゃ病院」を開設することにより、ものを大切に作る機運の醸成を図った。

#### (4) リサイクルの推進

##### ア レアメタルリサイクルの推進

使用済みの携帯電話、デジタルカメラ等の小型家電には貴重なレアメタル等の金属が含まれているが、大半はリサイクルされ

ずに廃棄されている。

そこで、安全かつ効率的なレアメタルのリサイクルシステムを検討するため、平成23年度から使用済小型家電の回収モデル事業を県内の自治体（平成23年度：3市町、平成24年度：5市町、平成25年度6市町）で実施した。

イ 大分県リサイクル製品認定制度

県内で発生する廃棄物を利用した製品で一定の基準を満たした製品に対する認定制度「大分県リサイクル製品認定制度」を設け普及を促進している。（平成26年8月末現在、201製品を認定。）なお、県が発注する土木工事のみならず市町村に対しても大分県リサイクル認定製品について優先使用を依頼している。また地場産業育成モデル事業において使用を義務づけその結果を評価・公表することで利用を促進している。

（平成25年度の大分県リサイクル認定製品を使用した事業実績は15件）。さらに平成22年4月から総合評価落札方式の評価項目の一つとして採用されている。

産業廃棄物については、排出抑制やリサイクルを促進するための経済的手法として、平成17年度から産業廃棄物税を導入している。循環型社会形成のための目的税と

して最大限の効果を発揮するよう、その税金を活用して、排出抑制及び再生利用等の推進、適正処理の推進、基盤整備の推進及び啓発広報等の推進に向けた各種施策を展開している。

第2項 廃棄物の発生抑制と適正処理

1 廃棄物の発生状況

(1) 一般廃棄物の現況

ア ごみ処理の現況

平成24年度に県内で排出されたごみの量は、表4-2a及び図4-2bのとおり、1日当たり1,142トンと推計され、前年度と比較して1.4%増加している。

このうち、市町村（一部事務組合を含む）が処理したごみは、1日当たり1,080トン（排出量の約95%）となっている。

また、これらのごみを処理するごみ処理施設は、ごみ焼却施設13施設（公称処理能力1,652t／日）、粗大ごみ処理施設5施設（公称処理能力114t／日）、粗大ごみ処理施設以外の資源化を行う施設11施設（公称処理能力307t／日）、ごみ燃料化施設2施設（公称処理能力112t／日）及び埋立処分施設15施設（残余容量1,064千㎡）となっ

表4-1 循環型社会の形成に向けた法律の施行状況

番号	法律名	完全施行年月	主な内容等
1	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法)	H12.4	・容器包装の市町村による分別収集 ・容器の製造・容器包装の利用業者による再商品化
2	循環型社会形成推進基本法	H13.1	・基本的枠組み法
3	資源の有効な利用の促進に関する法律 (資源有効利用促進法)	H13.4	・リサイクルを推進すべき業種や製品等を指定
4	特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	H13.4	・廃家電を小売業者等が消費者から引取り ・製造業者等による廃家電の再商品化
5	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)	H13.4	・国等が率先して再生品などの調達を推進
6	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法)	H13.5	・食品の製造・加工・販売業者が食品廃棄物等の再生利用を促進
7	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	H14.5	・工事の受注者が建築物を分別解体し、建設廃材等を再資源化
8	使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	H17.1	・関係業者が使用済自動車を引き取り、フロンの回収、解体、破碎 ・製造業者等がエアバッグ、シュレッターダストの再資源化、フロンの破壊
9	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法)	H25.4	・市町村等による使用済小型家電の回収と認定事業者等への引き渡し ・認定事業者等による廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用

表4-2a ごみ処理状況の推移

区 分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
計画処理区域内人口(千人)		1,222	1,216	1,214	1,206	1,204	1,206
計画処理区域内ごみ排出量(t/日)		1,215	1,157	1,138	1,114	1,126	1,142
ごみ処理量	焼却	922	880	861	864	875	889
	埋立	11	6	9	11	8	9
	高速堆肥化	0	3	2	2	2	2
	その他	153	149	160	143	142	180
	計(t/日)	1,086	1,038	1,032	1,020	1,027	1,080
自家処理量(t/日)		4	4	4	4	3	3
計画処理区域内1人1日あたりごみ排出量(g)		995	951	937	924	935	947
1人1日あたりごみ排出量(全国値)(g)		1,089	1,033	994	976	975	963

図4-2b ごみ処理実績内訳

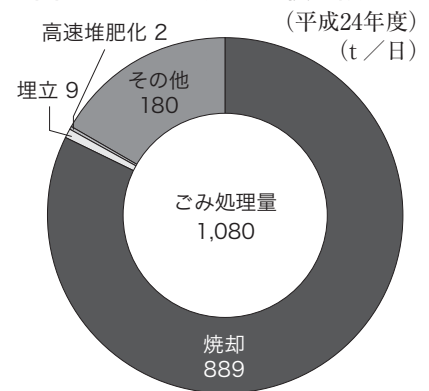
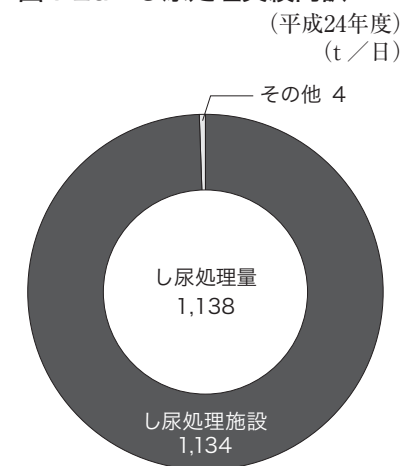


表4-2c し尿処理状況の推移

区 分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
計画処理区域内人口(千人)		1,222	1,216	1,214	1,206	1,204	1,206
計画処理区域内し尿排出量(kl/日)		1,217	1,249	1,199	1,198	1,200	1,157
し尿処理量	し尿処理施設	1,185	1,220	1,171	1,170	1,176	1,134
	海洋投入処分	0	0	0	0	0	0
	農地還元	0	0	0	0	0	0
	その他	4	4	4	4	4	4
	計(kl/日)	1,189	1,224	1,175	1,174	1,180	1,138
自家処理量(kl/日)		28	26	25	24	20	19
計画人口	下水道人口(人)	427,141	443,798	454,670	464,148	475,239	478,887
	コミュニティプラント(人)	608	605	602	588	3,704	3,799
	浄化槽(人)	596,946	586,871	581,136	565,013	559,317	563,637
	計(人)	1,024,695	1,031,274	1,036,408	1,029,749	1,038,260	1,046,323
非水洗化人口(人)		196,816	185,151	177,513	175,848	165,895	159,211

図4-2d し尿処理実績内訳



ている。

イ し尿処理の現況

平成24年度に県内で排出されたし尿の量は、表4-2c及び図4-2dのとおり、1日当たり、1,157klと推計され、これは前年度と比べ4%減となった。

このうち市町村(一部事務組合を含む)が処理したし尿は、1日当たり、1,138kl(排出量の約98%)となっている。

また、これらのし尿を処理するし尿処理施設は、16施設(公称処理能力1,439kl/日)である。なお、近年水質汚濁防止の観点から、し尿処理施設の放流水の高度処理を行う市町村が増加しており、処理水を公共用水域に放流する16施設のうち15施設が高度処理設備を設けている。

ウ 一般廃棄物の不法投棄及び苦情処理状況

平成25年度における県内(大分市を除く)の一般廃棄物の不法投棄及び苦情処理の状況は、表4-2eのとおりである。

表4-2e 一般廃棄物の不法投棄及び苦情処理状況

区 分	不法投棄件数		苦情処理件数	
	24年度	25年度	24年度	25年度
ごみ	791	680	413	368
し尿	4	—	38	21
浄化槽	—	—	28	29
その他	7	8	111	81
計	802	688	590	499

(2) 産業廃棄物の現況

平成22年度に実施した産業廃棄物実態調査によると、平成21年度の本県における産業廃棄物の発生量は7,875千トンと推計され、平成17年度の9,002千トンに比べ12.5%減少している。

また、発生量から有償物量の3,922千トンを除いた排出量は3,953千トンとなっており、平成17年度の3,866千トンに比べ2.3%増加している。

ア 地域別産業廃棄物排出量

排出量を地域別にみると、大分地域が最も多く1,366千トン（34.5%）、次いで臼津大野竹田地域の633千トン（16.0%）、別杵国東由布地域609千トン（15.4%）、日田玖珠地域586千トン（14.8%）、県北地域561千トン（14.2%）、県南地域199千トン（5.0%）となっている。

イ 業種別産業廃棄物排出量

排出量を業種別にみると、建設業が最も多く1,221千トン（30.9%）、次いで農業・林業1,203千トン（30.4%）、製造業754千トン（19.1%）、電気・ガス・熱供給・水道業694千トン（17.6%）となっており、この4業種で3,872千トン（98.0%）となっている。

ウ 種類別産業廃棄物排出量

排出量を種類別にみると、動物のふん尿が最も多く1,199千トン（30.3%）、次いで汚泥1,193千トン（30.2%）、がれき類1,075千トン（27.2%）、木くず112千トン（2.8%）の順になっており、この4種類で3,579千トン（90.5%）となっている。

エ 産業廃棄物の処理状況

産業廃棄物の処理状況は、中間処理により1,342千トン（33.9%）が減量化されており、また、2,523千トン（63.8%）が資源化・再生利用されている。残りの89千トン（2.2%）は最終処分されている。

2 廃棄物の処理体制の整備

(1) 一般廃棄物処理体制の整備

ア 一般廃棄物の広域処理

一般廃棄物の適正な処理を図るため、「大分県ごみ処理広域化計画」に基づき、市町村等におけるごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場等の一般廃棄物処理施設の設置整備を促進している。

平成25年度における市町村等の一般廃棄物処理施設の整備状況は、表4-2fのとおりであり、施設整備事業が4事業、施設整備に関する計画支援事業が1事業実施された。

イ 一般廃棄物処理施設に係る

ダイオキシン類排出実態調査

焼却施設の排ガス中のダイオキシンの排出削減は、緊急の課題となっていることから、国では、市町村等が設置しているすべ

ての焼却施設13施設からのダイオキシンの排出濃度、基準への適合状況等について把握を行った。

平成25年度実績については、表4-2gのとおりであり、全ての施設において基準値を下回っている。

(2) 産業廃棄物処理体制の整備

産業廃棄物処理業者の団体である一般社団法人大分県産業廃棄物協会や産業廃棄物排出事業者の団体である大分県環境保全協議会との連携を図りながら、「不法投棄パトロール」や「不法投棄廃棄物の撤去事業」、「産業廃棄物広域交換需要調査」などの取組を行政と業界が一体となって進め、産業廃棄物の排出量抑制、再生利用の促進、適正処理の推進に努めている。

しかしながら、民間による産業廃棄物最終処分場等が、地域住民の理解を得にくいなどの理由によりその設置が困難となっていることから、最終処分場の残余容量、民間事業者による処理施設の整備動向等を踏まえながら、県関与による処理施設の整備も視野に入れ、適正な処理施設の整備を進めていく必要がある。

3 産業廃棄物の適正処理の推進

(1) 最終処分場対策

最終処分場については、従来、一定規模以上の施設（管理型最終処分場については埋立地の面積が1,000㎡以上のもの、安定型最終処分場については埋立地の面積が3,000㎡以上のもの）が許可対象施設であったが、廃棄物処理法施行令の改正により、平成9年12月以降設置される施設については、面積の大小にかかわらず全て許可対象施設とされることとなった。また、最終処分場の技術上の基準を定める命令（いわゆる共同命令）が平成10年6月に改正され、施設設置者に対して浸透水、排水及び周縁地下水の水質検査の実施、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入を防止するための展開検査の実施などが義務づけられた。

県では、不適正な埋立処分を防止するため、産業廃棄物監視員を保健所に配置して定期的な立入調査を実施している。また、最終処分場の浸透水等の状態を確認するため、定期的に水質の行政検査を実施している。平成25年度においては21の処分場について、放流水2施設39項目、浸透水14施設31項目及び地下水16施設27項目の検査を実施した。その結果、安定型最終処分場の2施設で浸透水の維

表4-2f 市町村等一般廃棄物処理施設整備状況 (平成25年度)

事業主体	事業内容	施設規模	施行年度
別杵速見地域広域市町村圏事務組合	藤ヶ谷清掃センター更新に係る計画支援事業・高効率ごみ発電施設整備事業・マテリアルリサイクル推進施設整備事業	235t/日 25t/日	19～26
竹田市	竹田市衛生センター基幹改良に係る長寿命化事業	40kl/日	25
臼杵市	臼杵市ストックヤード整備に係る計画支援事業	450㎡	25
豊後大野市	豊後大野市清掃センター基幹的設備改良事業	50t/日	25～27
大分市	福宗清掃工場基幹的設備改良事業	438t/日	24～26

表4-2g 平成25年度一般廃棄物焼却施設ダイオキシン類排出実態調査結果 (環境省実施)

事業主体	施設名称	炉番号	測定日	排ガス中のダイオキシン類濃度 (ng - TEQ / m <sup>3</sup> N)
豊後高田市	豊後高田市ごみ清掃工場	1	25.9.25	0.0000021
		2	25.9.26	0.0014
国東市	国東市クリーンセンター	1	26.2.27	0.00015
		2	26.2.28	0.05
姫島村	姫島村清掃センター	1	26.2.27	6.9
別杵速見地域広域市町村圏事務組合	藤ヶ谷清掃センター	1	25.9.2	0.3
		2	25.9.2	2.9
		3	25.9.3	0.0099
大分市	大分市佐野清掃センター	1	26.2.24	0.0000028
		2	26.2.24	0.00000015
		3	25.12.27	0.00066
	大分市福宗環境センター 清掃工場	1	25.12.6	0.0018
		2	25.12.6	0.014
		3	26.2.13	0.003
佐伯市	エコセンター蒲江	1	25.9.17	1.7
		2	25.9.18	1.2
	エコセンター番匠	1	25.7.17	0.00018
		2	25.7.18	0.00012
豊後大野市	豊後大野市清掃センター	1	25.8.1	0.31
		2	25.8.2	2.2
日田市	日田市清掃センター	1	25.7.25	0.88
		2	25.7.25	0.69
玖珠九重行合	玖珠清掃センター	1	25.10.30	0.044
		2	25.10.29	0.043
中津市	中津市クリーンプラザ	1	25.11.30	0.79
		2	25.11.30	0.48
宇佐市	宇佐市ごみ焼却センター	1	25.10.17	0.34
		2	25.10.18	0.39

持管理基準超過が確認されたため、事業者に対し、産業廃棄物の搬入停止の指導を行うとともに、浸透水が流入する河川に対する影響を調査するために、河川の水質検査を実施した。

### (2) 焼却施設

焼却施設については、平成9年度の廃棄物処理法の改正により、施設の構造及び維持管理の規制が強化された。また、ダイオキシン類対策特別措置法が平成12年1月15日に施行され、一定規模以上の廃棄物焼却炉（火床面積が0.5㎡以上または焼却能力が1時間あたり50kg以上のもの）において、排ガス、集じん灰及び焼却灰のダイオキシン類濃度を測定することが義務づけられた。

県では、不適正な焼却処分を防止するため、定期的な立入調査を行うとともに、設置者が行う焼却灰等のダイオキシン類濃度の測定結果を随時確認している。

### (3) 廃棄物処理計画

循環型社会を実現するため、廃棄物の減量化を促進し、安全で適正に廃棄物を処理することができるような体制を整備することが大きな課題となっている一方、廃棄物を取り巻く状況は、適正処理するための施設の整備が進まず、悪質な不法投棄等の不適正処分があるとを絶たないなど極めて厳しい状況となっている。

本県では、産業廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理法の規定に基づき昭和50年に第1次の「大分県産業廃棄物処理基本計画」を策定し、以後、昭和61年、平成3年、平成8年と4次にわたり計画を策定し、産業廃棄物の基本方針として、これに基づいて、各種の施策を行ってきたところであるが、平成12年に廃棄物の減量及び適正処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、廃棄物処理法が改正され、一般廃棄物を含めた廃棄物全般に関する処理計画を策定することが必要となり、平成13年度に「大分県廃棄物処理計画」を策定し、以降、平成18年度に第2次、平成22年度に第3次と同処理計画を策定した。

平成23年度から平成27年度までの5か年を計画期間とする第3次大分県廃棄物処理計画は、一般廃棄物及び産業廃棄物の排出及び処理に係る実態調査結果を踏まえ、次の施策を体系的に推進するとともに、新たに「産業廃棄物処理施設の整備方針」を定め、産業廃棄物処理施設の整備の指標としている。

①排出抑制、リサイクル等の推進

②適正処理の推進

③情報公開・相互理解の推進

### (4) 産業廃棄物の不法投棄・不適正処理対策の推進

産業廃棄物の不法投棄、不法焼却、不適正保管等の不適正処理は、地域の景観をそこない、自然破壊に繋がる等、県民の快適な生活環境を阻害している。

県内（大分市を除く）の不法投棄件数及び不法投棄に関する苦情処理件数は、いずれも平成16年度をピークとしてやや減少傾向にあるものの、平成25年度の不法投棄件数は62件と依然、数多く発生しており、憂慮すべき状況である。（表4-2h参照）

このため、県では平成17年度から**産業廃棄物監視員**を6班12名体制に増員し、排出事業者や処理業者に対して定期的に立入調査を行うとともに不適正保管等に対する指導を行い、不法投棄及び不法焼却等の監視活動を強化している。

併せて、市町村との連携を強化して産業廃棄物の適正処理の確保を図るため、平成22年度から市町村職員による産業廃棄物処理業者等への立入調査が可能になる、市町村職員の県職員併任制度を実施している。

また、不法投棄・不法焼却を行った業者等は積極的に警察に通報するとともに、産業廃棄物処理業許可の取消処分や業停止処分等の行政処分を行い悪質な業者の排除を図った。

さらに不法投棄を防止するため、県、警察本部、関係業界等により構成する「不法処理防止連絡協議会」を各保健所単位に設置するほか、ヘリコプターによるスカイパトロールの実施、県民からの情報提供に対応するため不法投棄110番（097-506-3129）を設置する等して対策を強化している。

## 4 地域住民の不安解消のための措置

### (1) 大分県産業廃棄物適正化条例の運用

産業廃棄物の処理施設の設置にあたり、設置予定者は「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」に基づき、県へ事前協議を行うとともに、関係地域住民への説明会を開催することが義務づけられている。

また、県外産業廃棄物の無秩序な流入により、産業廃棄物の適正処理に支障が生じるおそれがあるため、「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」に基づく事前協議と環境保全協力金の納入制度を適正に運用して、産業廃棄物の適正処理の確保と住民の生活環境の保全に努めることにしている。

表4-2h 産業廃棄物の不法投棄件数及び苦情件数（過去5年間）

1 産業廃棄物種類別の不法投棄件数及び苦情処理件数（過去5年間）

	不法投棄件数					苦情処理件数				
	H21	H22	H23	H24	H25	H21	H22	H23	H24	H25
燃え殻		1	1				1	1	1	
汚泥	1				1	1		2		1
廃油			1	2		1		1	2	
廃酸				2					1	
廃アルカリ					1					1
廃プラスチック類	19	11	16	17	16	15	13	18	20	14
紙くず	5	3	6			3	1	5		
木くず	15	10	21	11	10	15	15	29	14	13
繊維くず	1	1	2	1	1		1	3	1	
動植物性残さ	2	2	1			2	2	1		2
動物系固形不要物										
ゴムくず			5	2				4	2	1
金属くず	15	6	13	8	8	10	5	12	10	5
ガラスくず等	2	12	3	5	7	2	10	4	5	8
鋳さい				1					1	
がれき類	11	19	24	12	17	14	18	19	19	19
動物のふん尿		4	1	1	1	3	4	2	3	1
動物の死体	1		1			1		1		
ばいじん										
その他										
合計	72	69	95	62	62	67	70	102	79	65

2 地域別産業廃棄物の不法投棄件数及び苦情処理件数（過去5年間）

	不法投棄件数					苦情処理件数				
	H21	H22	H23	H24	H25	H21	H22	H23	H24	H25
国東地域	2	6	8	2	5	9	11	7	8	5
中央地域	10	11	18	6	15	10	11	24	6	15
県南地域	13	9	23	2	12	10	5	20	6	10
大野地域	20	9	10	10	7	9	9	16	15	9
日田玖珠地域	10	23	15	16	7	10	23	15	18	7
県北地域	17	11	21	26	16	19	11	20	26	19
合計	72	69	95	62	62	67	70	102	79	65

※国東＝国東／中央＝別府・日出・由布／県南＝臼杵・佐伯／大野＝豊後大野・竹田／日田玖珠＝日田・玖珠／県北＝中津・宇佐・高田

第3項 バイオマス等の循環資源の利活用

1 大分県のバイオマス利活用計画について

本県では、県や市町村、事業者、県民が目指すべきバイオマスの利活用計画として平成16年10月に「大分県バイオマス総合利活用マスタープラン」を策定した。

このプランは2010年（平成22年度）を目標年に、県民総参加による「ごみゼロおおい作戦」の地域づくり運動など様々な取組とともに地域

のバイオマスを利活用して豊かで安心、活力、発展する循環型社会づくりを目指したものである。

その後、平成17年11月の新環境基本計画では、2015年（平成27年度）を達成年として目標を設定し、各目標の達成に向け、それぞれの部門において取り組むこととしている。平成25年度（計測値は24年度）における進捗状況については次表のとおりである。

【環境指標】

指標項目	単位	現状 H24	目標	
			H22	H27
廃棄物系バイオマス利用率	%	81.8	91	93
未利用バイオマス利用率	%	74.0	76	81
エネルギー利用量（石油換算）	万kℓ	7.3	5.1	5.6

2 プランの主な取り組み

(1) 地域資源の総合的な利活用の推進状況

国は市町村が自らバイオマスの利活用構想を樹立する「市町村バイオマス活用推進計画」の策定を推進している。

大分県では現在、日田市、宇佐市、佐伯市、九重町、玖珠町、竹田市、杵築市がバイオマスタウンに認定されており、今後も、市町村バイオマス活用推進計画策定に取り組む市町村を支援する予定である。

日田市は日田市バイオマス資源化センターの設置や日田ウッドパワー、グリーン発電大分の設立により、家畜排せつ物（豚糞）、集落排水汚泥、生ごみ、焼酎かすのメタン発酵化や製材端材、林地残材等を燃料化・木質チップ化すること等により、バイオマス資源の利活用を進めている。

原油価格が高騰しているため、農業生産での化石燃料の代替燃料が求められており、特に施設園芸用でのRPF（古紙、廃プラスチックなどを原料とした固形燃料）を燃焼させる加温機により、石油ボイラーの代替をさせる試験・検討がされている。

(2) 産・学・官・県民連携による利活用の推進状況

ア 産学官連携のもと、平成24年度に「大分県エネルギー産業企業会」を設立し、エネルギー産業を本県の牽引産業へと育成すべく、研究開発の取組に加え、人材育成、販路開拓を含んだ総合的な取組を展開している。研究開発の取組の一つとして、ペーパーラッジのリサイクル化ワーキンググループを設置し、製紙工場の排水に含まれる繊維等のペーパーラッジを固形燃料としてリサイクルする研究に取り組んだ。今後は効率的に含水率を下げるための乾燥装置の検討を行う予定である。

イ 家畜用飼料の高騰対策として、県内食品製造事業所等で発生する食品残さの飼料化について、行政・試験研究機関・産業廃棄物処理業者・実証農家（畜産）を構成員とし、実証試験を実施。配合飼料と比較して

増体や肉質に影響はなく、既に実用化されている。

ウ 佐伯市や竹田市などにおいて、廃食用油をリサイクルして精製したBDF（バイオディーゼル燃料）を石油の代替として公用車等で利用するなど、環境にやさしい循環型社会の実現を目指し、行政や市民等が連携して取り組んでいる。